

神奈川県監査委員公表第 14 号

監査の結果により講じた措置について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 12 項の規定に基づき、神奈川県教育委員会教育長から監査の結果により措置を講じた旨の通知があったので、その内容を公表する。

平成 30 年 8 月 21 日

神奈川県監査委員 村 上 英 嗣
 同 高 岡 香
 同 太 田 眞 晴
 同 佐 藤 光
 同 高 橋 稔

1 措置の対象となった監査の結果

平成 29 年 12 月 8 日（神奈川県公報号外第 53 号）神奈川県監査委員公表第 13 号で公表した不適切事項又は要改善事項のうち教育委員会分 26 箇所（既報告の 5 箇所を除く。）に係る 36 事項

2 監査の結果及び講じた措置の内容

本庁機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
行政部財務課	平成 29 年 8 月 3 日（平成 29 年 6 月 12 日職員調査）	<p>（不適切事項）</p> <p>1 予算の執行において、平成 28 年度に開催した県立高校施設等整備に伴う化学物質過敏症等対策検討委員会の出席委員への謝礼金 1 件、34,000 円について、支出負担行為としての整理が年度を超えていたため、平成 29 年度の歳出として整理する必要があったにもかかわらず、平成 28 年度予算により支出していた。</p> <p>2 契約事務において、平成 28 年度英語教員海外研修実施事業等 2 件の海外旅行の委託契約（契約額計 7,754,400 円）の締結に当たり、消費税法では課税対</p>	<p>不適切事項については、次のとおり措置した。</p> <p>1 予算の執行については、報償費が、地方自治法施行令第 143 条第 1 項第 4 号で定める「工事請負費、物件購入費、運賃の類及び補助費の類で相手方の行為の完了があった後支出するもの」に該当するものと考え、当該対策委員会の履行確認を完了した日（平成 29 年 3 月 30 日）の属する予算年度（28 年度）で支出したものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、年度末に実施する会議等への報償費については、会議等の開催前に支出負担行為の決裁を得ることにより、適正な事務執行に努める</p>

		<p>象外となっている国外取引の宿泊料などを含めた全額を課税対象として算定したため、契約書に記載する消費税及び地方消費税額が過大であった。</p> <p>(要改善事項)</p> <p>「県立学校におけるプール用水道の使用に関する件」</p> <p>県立学校におけるプール用水道について、水道事業者へ一時的な使用休止を連絡することにより、水道を使用しない期間に係る基本料金を節減することができる状況にあるにもかかわらず、これを行わずに基本料金を支払っているものがあつた。</p> <p>(以下平成 29 年 12 月 8 日付 (神奈川県公報号外第 53 号) 神奈川県監査委員公表第 13 号中、第 3 監査の結果 4 (2) ⑩のとおり。)</p>	<p>こととした。</p> <p>2 契約事務については、消費税法の課税対象となっている国内取引について、国内で契約した請負契約であっても役務の提供場所が海外ならば課税対象外であることを知らなかったため、契約書に記載する消費税及び地方消費税額に課税対象外の経費を含めて記載したことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、課税対象か非課税対象かの区分を示す必要がある事項等については、見積書の提出依頼等の時に書面上に明記することなどにより、適正な事務の執行に努めることとした。</p> <p>要改善事項については、監査の結果を踏まえ、県立学校におけるプール用水道の執行について不要な経費を発生させることがないように各県立学校長に対し、周知徹底を行った。また、かながわグループウェアシステム内にある財務課所属ページ「経理ナビゲーション」において、当該通知を掲載し、本件につき周知徹底を図るよう改善を行った。</p>
<p>指導部 高校教育課</p>	<p>平成29年 8 月 3 日 (平成29年 6 月 14 日職員調査)</p>	<p>(不適切事項)</p> <p>1 契約事務において、平成 28 年度英語教員海外研修実施事業等 2 件の海外旅行の委託契約 (契約額計 7,754,400 円) の締結に当たり、消費税法</p>	<p>不適切事項については、次のとおり措置した。</p> <p>1 契約事務については、消費税法の課税対象となっている国内取引について、国内で契約した請負契約であっても役</p>

		<p>では課税対象外となっている国外取引の宿泊料などを含めた全額を課税対象として算定したため、契約書に記載する消費税及び地方消費税額が過大であった。</p> <p>2 財産管理事務において、神奈川県が作成した著作物である「輝けきみの明日 ー行きたい・知りたい公立高校ー平成 29 年度入学生にむけて」に係る著作権の利用許諾について、神奈川県県有財産規則の規定に反し、県有財産台帳に登録していなかった。</p> <p>(要改善事項)</p> <p>「県立高等学校及び県立中等教育学校に対する外国語指導助手の派遣に関する件」</p> <p>県立高等学校及び県立中等教育学校（以下「学校」という。）は、外国語指導助手業務委託契約（平成 28 年度の契約総額 270,563,877 円）により、ネイティブスピーカーの外国語指導助手（以下「指導助手」という。）の派遣を受けているが、学校側の事情等により指導助手の派遣がキャンセルされた回数が 1,159 回に及んでいた。</p> <p>（以下平成 29 年 12 月 8 日付（神奈川県公報号外第 53 号）神奈川県監査委員公表第 13 号中、第 3 監査の結果 4 (1) のとおり。）</p>	<p>務の提供場所が海外ならば課税対象外であることを知らなかったため、契約書に記載する消費税及び地方消費税額に課税対象外の経費を含めて記載したことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、課税対象か非課税対象かの区分を示す必要がある事項等については、見積書の提出依頼等の時に書面上に明記することなどにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>2 財産管理事務については、県有財産台帳へ登録が必要であるという認識が不足していたことによるものであり、平成 29 年 10 月 25 日に県有財産台帳に登録した。</p> <p>今後は、このようなことがないように、人事異動等があっても確実に事務を引き継げるよう、事務をマニュアル化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>要改善事項については、学校側の事情等によるキャンセルが発生しないよう、管理職、外国語指導助手担当者及び英語科教員に指導を徹底した。</p>
指導部保健体育課	平成29年 8 月 3 日（平成29	(不適切事項) 支出事務において、自動	不適切事項については、事業

	年6月15日職員調査)	体外式除細動器賃貸借及び保守契約（長期継続契約、契約総額 14,067,459円）に係る平成28年4月分リース料1件、234,457円について、支払期限までに支払を行っていなかった。その結果、遅延利息200円を支払っていた。	<p>担当者と経理担当課の担当者との間で、執行書類のやりとりの際に、支払手続状況の共有・確認が徹底できていなかったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、経理担当課との連携を密にするとともに、支出事務に関する研修を実施することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
支援部特別支援教育課	平成29年8月3日（平成29年6月19日職員調査)	<p>(不適切事項)</p> <p>1 支出事務において、特別支援学校情報教育機器賃貸借及び保守契約（長期継続契約、契約総額68,455,800円）に係る平成28年度3月分リース料950,775円及び特別支援学校生徒用サーバ機器賃貸借及び保守契約（長期継続契約、契約総額20,139,840円）に係る平成28年度3月分リース料279,720円の支払について、支払期限を29日超過して支払っていた。その結果、遅延利息計2,800円を支払っていた。</p> <p>2 工事事務において、秦野養護学校測量業務委託契約（契約額4,773,600円）について、隣接地権者との境界が確定していたことが業務着手後の調査で判明したことから、この部分に係る用地測量業務（境界確認）を減工して変更</p>	<p>不適切事項については、次のとおり措置した。</p> <p>1 支出事務については、支払の履行確認を徹底していなかったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、支払確認表を作成することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>2 工事事務については、用地測量業務（境界確認）の内容について、担当者の認識が不足していたことによるものである。</p> <p>今後は、技術担当職員との連携を密に行うことにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>

		契約を締結すべきところ、これを実施しなかったため、契約額が440,640円過大であった。	
生涯学習部生涯学習課	平成29年8月3日（平成29年6月21日職員調査）	（不適切事項） 庶務事務において、人事給与システムに入力されていなかったため、週休日に勤務し、週休日の振替を行わなかった職員1名に対して、時間外勤務手当2件、25,911円を支給していなかった。	不適切事項の時間外勤務手当については、職員の手続の失念及び監督者の確認不足によるものであり、支給されていなかった時間外勤務手当を平成29年10月16日に本人に支給した。 今後は、このようなことがないように、事前命令の徹底など課内における庶務事務手続の周知徹底を図るとともに、失念等による手続の漏れを防止するため、週休日の職員の出勤状況を毎月確認することにより、適切な事務執行に努めることとした。

出先機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県教育委員会教育局学校事務センター	平成29年9月6日（平成29年5月22日から同月24日まで職員調査）	（不適切事項） 収入事務において、給与・諸手当返納に係る収入未済2件、322,414円について、神奈川県財務規則の規定に反し、納付期限後20日以内に督促状を発行していなかった。	不適切事項については、別人の納入済みの領収書(写)を当該債務者の収入調定伺いに添付したことにより、既に納付済と誤認していたこと及び納入状況の確認に見落としがあったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、進行管理表による管理を徹底するとともに、複数の担当者による確認を行うことにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県教育委	平成29年5月	（不適切事項）	

員会教育局湘南 三浦教育事務所	8日（平成29 年2月16日職 員調査）	収入事務において、過年度 分給与等の返納に係る未納 者への督促状の発行に当た り、当該発行日から起算して 10日を経過した日を指定期 限とすべきところ、神奈川県 財務規則の規定に反し、10日 を経過した日以外の日とし ているものが2件、875,279 円あった。	不適切事項については、督促 状作成過程において、神奈川県 財務規則の確認が不十分であ ったことによるものである。 今後はこのようなことがない よう、督促状の発行に当たっ ては、担当者は必ず発行日・指定期 限について確認してから起票す るよう給与課員全員に周知す るとともに、複数の職員による確 認を一層徹底することにより、 適正な事務執行に努めることと した。
神奈川県立図書 館	平成29年4月 21日（平成29 年3月14日職 員調査）	（不適切事項） 予算の執行において、後納 郵便代（9件、235,128円）の 執行に当たり、神奈川県財務 規則の規定に反し、支出負担 行為及び支出命令について、 館長決裁とすべきところ、副 館長の専決として処理して いた。	不適切事項については、神奈 川県財務規則第19条第1項第 7号（知事が別に指定する支出 負担行為）の規定を見落として、 同条第2項第1号（維持管理費 の副所長専決）を誤って適用し たものである。 今後はこのようなことがない よう、出納員及び担当職員の事 務引継事項とすることにより、 適正な事務執行に努めることと した。
神奈川県立鶴見 高等学校	平成29年6月 20日（平成29 年4月28日職 員調査）	（不適切事項） 庶務事務において、修学旅 行等引率指導業務に係る教 員特殊業務手当について、泊 を伴う修学旅行の最終日は 手当の支給対象ではないと 誤認したため、11件、44,000 円が支給不足であり、また、 特殊勤務手当実績整理簿へ 記載していなかったため、1 件、16,000円を支給していな かった。	不適切事項の教員特殊業務手 当については、修学旅行等引率 指導業務に係る教員特殊業務手 当の理解が不十分であったこと によるものであり、当該手当に ついては、平成29年6月16日に 支給した。 今後は、このようなことがな いよう、修学旅行引率業務の引 継ぎ資料に教員特殊勤務実績整 理簿の作成方法を記載すること により、適正な事務執行に努め ることとした。

<p>神奈川県立横浜翠嵐高等学校</p>	<p>平成29年6月26日（平成29年4月17日職員調査）</p>	<p>（不適切事項）</p> <p>庶務事務において、部活動指導業務に係る教員特殊業務手当について、同一内容の特殊勤務実績整理簿が誤って二重に提出されていることを看過したため、1件、5,600円を過大に支給していた。</p>	<p>不適切事項の教員特殊業務手当については、特殊勤務実績整理簿の提出に係る進行管理が不十分であったことによるものである。</p> <p>過大に支給した当該教員特殊業務手当については、平成29年5月16日に本人から返納された。</p> <p>今後は、このようなことがないように、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
<p>神奈川県立横浜立野高等学校</p>	<p>平成29年9月11日（平成29年1月17日職員調査）</p>	<p>（不適切事項）</p> <p>1 財産管理事務において、平成26年3月の新校舎設置などに伴い取得した工作物について、当初の登録を失念したことなどが判明したため、平成28年度に4件、49,631千円の減額修正及び11件、8,195千円の新規登録を行っており、工作物台帳の補正が著しく遅延していた。</p> <p>2 物品管理事務において、次のとおり誤りがあった。</p> <p>(1) 平成25年度から平成27年度にかけてPTA等から寄附を受けた物品であるプレジデント用飾棚ほか8品目（価格合計1,872,799円）について、いずれも取得年度に寄附受入手続及び物品取得手続を行っておらず、これらの手続が著しく遅延していた。</p>	<p>不適切事項については、次のとおり措置した。</p> <p>1 財産管理事務については、取得手続に対する認識が不足していたことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、財産の取得があった場合には速やかに手続を行うことにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>2 物品管理事務については次のとおりである。</p> <p>(1) 物品の取得手続が遅延していたことについては、取得手続をすることに対する認識が不足していたことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、寄附申出があった場合には速やかに手続を行うことにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>

		<p>(2) 平成26年3月の新校舎設置に伴い、工事等により取得した動産について、校舎移転後速やかに設備から物品への編入による取得手続をすべきところ、取得時点から著しく遅延した平成28年11月22日に重要物品4品目5点を含む備品16品目26点（価格合計12,276,700円）の取得手続を行っていた。</p>	<p>(2) 物品の編入手続が遅延していたことについては、編入手続をすることに対する認識が不足していたことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、工事に伴い物品の設置があった場合には速やかに手続を行うことにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
神奈川県立永谷高等学校	平成29年4月12日（平成29年3月10日職員調査）	<p>（不適切事項）</p> <p>物品管理事務において、体育館ステージ引幕ほか4品目（総評価額1,676,770円）の寄附受入れに当たり、寄附物品が実際に納入され、当校が使用開始した日とは異なる寄附申込日、物品取得日より寄附受入手続を行ったため、誤った受入日が備品台帳に記載されていた。</p>	<p>不適切事項については、神奈川県財務規則等の理解及び遵守が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、規則等の周知徹底を図るとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
神奈川県立二俣川看護福祉高等学校	平成29年6月5日（平成29年2月9日職員調査）	<p>（不適切事項）</p> <p>財産管理事務において、共架柱2本に係る教育財産の目的外使用許可について、事業者が許可申請せずに設置していることを設置から10年以上経過した平成28年11月に発見したため、不当利得返還請求権に基づく過年度の使用料相当額71,922円のうち36,503円が事業者の消滅時効援用により、徴収できなかった。</p>	<p>不適切事項については、教育財産の目的外使用許可該当事案の発見の遅れによるものであり、財産管理における現地状況確認不足により起こったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、定期的な確認及び見回りを行うことにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
神奈川県立氷取	平成29年7月	（不適切事項）	

<p>沢高等学校</p>	<p>19日（平成29年5月19日職員調査）</p>	<p>財産管理事務において、次のとおり誤りがあった。</p> <p>1 教育財産の目的外使用許可に当たり、教育財産の管理等に関する規程に反し、売店設置のための許可1件（許可面積35.52㎡、使用料免除）について、教育長決裁とすべきところ校長決裁により許可していた。</p> <p>2 教育財産の目的外使用許可に当たり、行政財産の用途又は目的を妨げない限度における使用に係る使用料に関する条例の規定に反し、消費税及び地方消費税相当額を含めていなかったため、使用料を誤って許可していた。これにより使用料1件、221円が徴収不足であった。</p>	<p>不適切事項の財産管理事務については、次のとおり措置した。</p> <p>1 決裁権限者を誤ったまま許可したことについては、根拠規定の理解不足と相互確認が不足していたことによるものである。</p> <p> 今後は、このようなことがないよう、関係規定等の理解向上を図るとともに、関係職員の確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>2 消費税及び地方消費税相当額の徴収不足については、関係法令の理解不足と職員相互の確認体制が十分に機能していなかったことによるものであり、平成29年10月2日に調定を行い、同年10月23日に収入済みである。</p> <p> 今後は、このようなことがないよう、根拠規定の再確認を行い、関係職員の確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
<p>神奈川県立横浜緑園高等学校</p>	<p>平成29年6月13日（平成29年4月12日職員調査）</p>	<p>（不適切事項）</p> <p>物品管理事務において、郵便切手の管理に当たり、平成29年3月27日の払出額を誤認し、印紙類出納簿へ600円過大に記載したため、同日以後の帳簿残高が600円過少であった。</p>	<p>不適切事項については、郵便切手の払出しにおいて、確認を怠ったことによるものである。</p> <p> 今後は、このようなことがないよう、切手の在庫と帳簿の確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
<p>神奈川県立菅高等学校</p>	<p>平成29年5月10日（平成29年4月12日職員調査）</p>	<p>（不適切事項）</p> <p>収入事務において、教育財産の目的外使用許可に係る使用料の収入未済1</p>	<p>不適切事項については、進行管理が不十分であったことによるものである。</p>

		件、830 円について、神奈川県財務規則の規定に反し、督促状を発行していなかった。	今後は、このようなことがないように、確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県立高浜高等学校	平成29年7月21日（平成29年5月9日職員調査）	（不適切事項） 財産管理事務において、教育財産の目的外使用許可に当たり、行政財産の用途又は目的を妨げない限度における使用に係る使用料に関する条例の規定に反し、消費税及び地方消費税相当額を含めていなかったため、使用料の算定を誤って許可しているものがあつた。これにより使用料2件、309円が徴収不足であつた。	不適切事項については、担当者が使用料に消費税及び地方消費税相当額を含める認識がなかったこと及び管理職の使用許可内容の確認が不十分であつたことによるものであり、徴収不足については平成29年7月28日に162円及び8月4日に147円を収入済である。 今後は、このようなことがないように、条例等法令の遵守及び確認体制の強化を図ることにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県立平塚湘風高等学校	平成29年5月25日（平成29年3月22日職員調査）	（不適切事項） 庶務事務において、次のとおり誤りがあつた。 1 修学旅行等引率指導業務及び部活動指導業務に係る教員特殊業務手当について、特殊勤務手当実績整理簿へ記載していなかったため、18件、21,500円を支給していなかった。 2 遠足引率旅行に係る旅費について、人事給与システムへ入力されていなかったため、1件、3,071円を支給していなかった。	不適切事項の庶務事務については、次のとおり措置した。 1 修学旅行等引率指導業務及び部活動指導業務に係る教員特殊業務手当については、事務執行に対する基本的認識の欠如及び理解が不十分であつたことによるものであり、修学旅行等引率指導業務に係る教員特殊業務手当については、平成29年3月27日に本人が申請を行い、同年4月17日に支給済であり、また、部活動指導業務に係る教員特殊業務手当については、平成29年4月5日に本人が申請を行い、同年5月16日に支給済である。

			<p>今後は、このようなことがないよう、事務手続の理解の向上を図るとともに、管理職員及び複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>2 遠足引率旅行に係る旅費については、事務執行に対する基本的認識の欠如及び理解が不十分であったことによるものであり、平成 29 年 3 月 29 日に本人が申請を行い、同年 4 月 4 日に支給済である。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、事務手続の理解の向上を図るとともに、管理職員及び複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
神奈川県立藤沢総合高等学校	平成29年6月7日（平成29年4月10日職員調査）	<p>（不適切事項）</p> <p>庶務事務において、全国高等学校美術、工芸教育研究大会（2016千葉大会）への参加に伴う旅費の支給に当たり、開催に先立って主催者が送付した通知文では、県と主催者の間における旅費の負担範囲が不明確であったにもかかわらず、このことについて主催者に確認しなかったため、主催者が全額負担していた旅費2件、10,568円を支給していた。</p>	<p>不適切事項の旅費については、旅費負担について主催者への確認が不十分であったことによるものであり、過大に支給していた旅費については平成 29 年 4 月 19 日に本人から返納された。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、旅費負担の明確でないものについては、職員及び命令権者が主催者への確認を確実にを行うことにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
神奈川県立中央農業高等学校	平成29年9月5日（平成29年4月27日職員調査）	<p>（不適切事項）</p> <p>財産管理事務において、行政財産の用途又は目的を妨げない限度における使用に</p>	<p>不適切事項については、職員の行政財産の用途又は目的を妨げない限度における使用に係る</p>

		<p>係る使用料に関する条例の一部改正に伴う教育財産の使用許可の変更に当たり、平成28年3月31日までに平成28年度以降の使用料について変更の許可を行うべきところ、遅延している（変更許可日：平成29年3月16日）ものが1件あった。</p>	<p>使用料に関する条例等の理解不足や複数職員による確認が不十分であったことによるものであり、使用料は平成29年3月21日に収入済である。</p> <p>今後はこのようなことがないように、複数職員による確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
神奈川県立海老名高等学校	平成29年7月21日（平成29年4月27日職員調査）	<p>（不適切事項）</p> <p>収入事務において、施設開放に伴い利用者から徴収すべき電気代実費相当額の収入未済1件、1,760円について、神奈川県財務規則の規定に反し、督促状を発行していなかった。</p>	<p>不適切事項については、毎月の収入未済一覧表を確認していなかったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、平成29年10月17日に事務室内の会議で不適切事項の周知を行うとともに、担当者だけでなく複数の職員での確認を徹底することにより、適正な事務の執行を図ることとした。</p>
神奈川県立有馬高等学校	平成29年6月1日（平成29年4月27日職員調査）	<p>（不適切事項）</p> <p>庶務事務において、修学旅行等引率指導業務に係る教員特殊業務手当について、特殊勤務手当実績整理簿へ記載していなかったため、1件、16,000円を支給していなかった。</p>	<p>不適切事項の教員特殊業務手当については、該当職員が実績整理簿の提出を失念したこと及びその取りまとめから報告手続に至る確認が不十分であったことによるものであり、不支給の教員特殊業務手当については平成29年6月16日に本人に支給した。</p> <p>今後は、このようなことがないように、進行管理を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
神奈川県立鶴見養護学校	平成29年8月9日（平成29年4月28日職員調査）	<p>（不適切事項）</p> <p>1 契約事務において、産業廃棄物の運搬及び処分の委託契約（契約額124,902円）について、</p>	<p>不適切事項については、次のとおり措置した。</p> <p>1 契約事務については、原契約の内容を踏まえずに、受託</p>

		<p>予定数量を超える廃棄物を処理させていたにもかかわらず変更契約を締結せずに契約金額を超える委託料(161,406円)を支出していた。</p> <p>2 財産管理事務において、購入単価を46,200円(税抜)で積算していたレーザープリンタ1台について、他の物品と合わせた見積合せの結果、取得価額が50,112円(税込)となり、5万円(税込)以上であったにもかかわらず、備品台帳に記録していなかった。</p>	<p>者と協議や契約変更をすることなく、予定数量を超過した廃棄物に対応した支出を行ったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、変更契約時には関係職員間において原契約の確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>2 財産管理事務については、関係規定の理解が不十分であったことによるものであり、平成29年5月1日に備品台帳への記録を行った。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、関係規定の周知徹底を図るとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
神奈川県立瀬谷養護学校	平成29年7月28日(平成29年4月20日職員調査)	<p>(不適切事項)</p> <p>予算の執行において、平成28年度学校給食調理場の定期検査(3回目)に係る学校薬剤師への謝礼金1件、10,000円について、支出負担行為としての整理が年度を超えて遅延していたため、平成29年度の歳出として整理する必要があったにもかかわらず、平成28年度予算により支出していた。</p>	<p>不適切事項については、職員の財務規則等の理解不足や進行管理が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、確認体制を強化するとともに、複数の職員による進行管理を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
神奈川県立三ツ境養護学校	平成29年6月27日(平成29年4月20日職員調査)	<p>(不適切事項)</p> <p>契約事務において、スクールバス運行業務委託契約(契約額4,460,400円)の締結に当たり、会計局長通知による契約書作成日の特例に該当しないにもかかわらず、契約</p>	<p>不適切事項については、会計局長通知による契約書作成日の特例に係る理解が不十分だったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、事務職員及び管理職が</p>

		締結日である平成28年9月2日から遡及して、同月1日から契約の効力が生じることとしていた。	一体となって業務の進行及び関連法令を確認することにより、適切な事務執行に努めることとした。
神奈川県立えびな支援学校	平成29年9月5日（平成29年2月22日職員調査）	（不適切事項） 物品管理事務において、備品3点及び消耗品1式（総評価額897,116円）の寄附受入れに当たり、神奈川県財務規則に基づく物品取得調書の作成及び出納の通知を行っていなかった。	不適切事項については、物品の取得に係る事務手続の認識が不十分だったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、一連の事務手続の行程表を作成し、適正な事務執行に努めることとした。